8 総 庶 第 2451 号

令和 8 年 11 月 24 日

丸 亀 市 議 会 議 員　　様

丸亀市長　松　永　恭　二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和8年12月1日午前10時招集の丸亀市議会12月定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第98号　令和8年度丸亀市一般会計補正予算（第5号）

議案第99号　令和8年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第100号　令和8年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

議案第101号　丸亀市行政組織条例等の一部改正について

議案第102号　丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第103号　丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第104号　丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第105号　丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第106号　丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第107号　丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第108号　丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第109号　丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第110号　丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第111号　丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 112 号　丸亀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 113 号　工事請負契約の締結について（賑わい拠点施設新築工事）

議案第 114 号　指定管理者の指定について（丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター）

議案第 115 号　指定管理者の指定について（広島デイサービスセンター）

議案第 116 号　指定管理者の指定について（丸亀城天守ほか 2 施設）

議案第 117 号　消防団事務の委託に関する協議について（中讃広域行政事務組合）

議案第 118 号　山林組合議会議員の選挙について

議案第98号

令和8年度丸亀市一般会計補正予算（第5号）

令和8年度丸亀市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281,853千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,839,510千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第3表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第4表　地方債補正」による。

令和8年12月1日提出

香川県丸亀市長　松　永　恭　二

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		546,349	△14,000	532,349
	2 負担金	546,349	△14,000	532,349
19 繰入金		9,110,621	128,135	9,238,756
	2 基金繰入金	9,060,579	128,135	9,188,714
20 繰越金		972,011	162,218	1,134,229
	1 繰越金	972,011	162,218	1,134,229
22 市債		5,717,900	5,500	5,723,400
	1 市債	5,717,900	5,500	5,723,400
歳 入 合 計		65,557,657	281,853	65,839,510

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		333,416	705	334,121
	1 議会費	333,416	705	334,121
3 民生費		23,508,007	171,879	23,679,886
	1 社会福祉費	9,976,773	9,697	9,986,470
	2 児童福祉費	11,506,363	162,182	11,668,545
4 衛生費		4,892,949	△12,700	4,880,249
	1 保健衛生費	2,216,651	1,300	2,217,951
	3 上水道費	332,601	△14,000	318,601
6 農林水産業費		1,060,145	25,770	1,085,915
	1 農業費	957,811	23,770	981,581
	3 水産業費	90,709	2,000	92,709
8 土木費		7,869,680	69,500	7,939,180
	2 道路橋りょう費	1,242,347	34,000	1,276,347
	5 都市計画費	5,405,535	35,500	5,441,035
9 消防費		1,837,769	28,500	1,866,269
	1 消防費	1,837,769	28,500	1,866,269
10 教育費		11,477,359	△1,801	11,475,558
	2 小学校費	2,282,987	17,760	2,300,747
	4 幼稚園費	489,306	2,700	492,006
	5 社会教育費	4,895,766	△22,261	4,873,505
歳　出　合　計		65,557,657	281,853	65,839,510

第２表

繰 越 明 許 費 補 正

（単位 千円）

款	項	事　　業　　名	金　額
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティセンターLED化整備事業費	29,225

第3表

債 務 負 担 行 為 補 正

（追加）　　（単位　千円）

事　　項	期　間	限　　度　　額
丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター指定管理料	令和8年度から 令和10年度まで	61,000千円にスライド制度による増加分を加えた額
広島デイサービスセンター指定管理料	令和8年度から 令和11年度まで	32,100千円にスライド制度による増加分を加えた額
あやうたこども園施設整備事業費	令和8年度から 令和9年度まで	53,300
漁船漁具保全施設整備事業費	令和8年度から 令和9年度まで	3,000
小学校教師用教科書等購入費	令和8年度から 令和9年度まで	7,100
中学校教師用教科書等購入費	令和8年度から 令和9年度まで	1,210
丸亀城天守ほか２施設指定管理料	令和8年度から 令和15年度まで	136,000千円にスライド制度による増加分を加えた額

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

（追加）　　（単位　千円）

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国(県)支出金	地方債	その他	
丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター指定管理料	61,000千円にスライド制度による増加分を加えた額	—	—	令和8年度から令和10年度まで	限度額に同じ	—	—	—	限度額に同じ
広島デイサービスセンター指定管理料	32,100千円にスライド制度による増加分を加えた額	—	—	令和8年度から令和11年度まで	限度額に同じ	—	—	—	限度額に同じ
あやうたこども園施設整備事業費	53,300	—	—	令和8年度から令和9年度まで	53,300	—	42,600	—	10,700
漁船漁具保全施設整備事業費	3,000	—	—	令和8年度から令和9年度まで	3,000	—	2,200	—	800
小学校教師用教科書等購入費	7,100	—	—	令和8年度から令和9年度まで	7,100	—	—	—	7,100
中学校教師用教科書等購入費	1,210	—	—	令和8年度から令和9年度まで	1,210	—	—	—	1,210
丸亀城天守ほか2施設指定管理料	136,000千円にスライド制度による増加分を加えた額	—	—	令和8年度から令和15年度まで	限度額に同じ	—	—	—	限度額に同じ

第４表

地　方　債　補　正

（単位　千円）

起債の目的	限度額		起債の方法	利　率	償還の方法
農業施設整備事業	補正前	40,600	普通貸借又は証券発行（ただし、登録債とする。）	４.０％以内　（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	41,900			
都市計画事業	補正前	1,527,200			
	補正後	1,548,200			
社会教育施設整備事業	補正前	1,354,100			
	補正後	1,337,300			
計	補正前	5,717,900			
	補正後	5,723,400			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

（単位　千円）

区　　分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債			5,500		5,500
⑴ 総務債					
⑵ 民生債					
⑶ 衛生債					
⑷ 農林水産業債			1,300		1,300
⑸ 商工債					
⑹ 土木債			21,000		21,000
⑺ 消防債					
⑻ 教育債			△ 16,800		△ 16,800
⑼ 減収補てん債					
⑽ 減税補てん債					
⑾ 臨時税収補てん債					
⑿ 臨時財政対策債					
2 災害復旧債					
⑴ 補助災害復旧					
⑵ 単独災害復旧					
補正予算額計			5,500		5,500
合　　計（補 正 前）	59,326,545	62,974,800	5,717,900	5,662,677	63,030,023
合　　計（補 正 後）	59,326,545	62,974,800	5,723,400	5,662,677	63,035,523

１．総括

（歳　入）　　歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	546,349	△14,000	532,349
19 繰入金	9,110,621	128,135	9,238,756
20 繰越金	972,011	162,218	1,134,229
22 市債	5,717,900	5,500	5,723,400
歳入合計	65,557,657	281,853	65,839,510

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	333,416	705	334,121	0	0	0	705
3 民生費	23,508,007	171,879	23,679,886	0	0	0	171,879
4 衛生費	4,892,949	△12,700	4,880,249	0	0	△14,000	1,300
6 農林水産業費	1,060,145	25,770	1,085,915	0	1,300	0	24,470
8 土木費	7,869,680	69,500	7,939,180	0	21,000	0	48,500
9 消防費	1,837,769	28,500	1,866,269	0	0	0	28,500
10 教育費	11,477,359	△1,801	11,475,558	0	△16,800	△5,461	20,460
歳出合計	65,557,657	281,853	65,839,510	0	5,500	△19,461	295,814

２．歳入

（単位：千円）

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	546,349	△ 14,000	532,349
2 負担金	546,349	△ 14,000	532,349
3 衛生費負担金	97,301	△ 14,000	83,301

節		説明	
区　分	金　額		
4 上水道費負担金	△ 14,000	香川県広域水道企業団職員管理費負担金	△ 14,000

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	9,110,621	128,135	9,238,756
2 基金繰入金	9,060,579	128,135	9,188,714
2 財政調整基金繰入金	1,327,958	133,596	1,461,554
8 モーターボート競走収益基金繰入金	4,411,131	△ 5,461	4,405,670

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
1 財政調整基金繰入金	133,596	財政調整基金繰入金	133,596
1 モーターボート競走収益基金繰入金	△ 5,461	モーターボート競走収益基金繰入金	△ 5,461

（単位：千円）

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	972,011	162,218	1,134,229
1 繰越金	972,011	162,218	1,134,229
1 繰越金	972,011	162,218	1,134,229

節		説明	
区　分	金　額		
1 前年度繰越金	162,218	前年度繰越金	162,218

（単位：千円）

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
22 市債	5,717,900	5,500	5,723,400
1 市債	5,717,900	5,500	5,723,400
2 農林水産業債	45,800	1,300	47,100
3 土木債	2,478,100	21,000	2,499,100
5 教育債	2,339,400	△ 16,800	2,322,600
歳　入　合　計	65,557,657	281,853	65,839,510

節		
区　分	金　額	説　明
2 農業債	1,300	単独県費補助土地改良事業補助金債　1,300
3 都市計画債	21,000	公園緑地整備事業債　21,000
3 社会教育債	△ 16,800	垂水青い鳥教室施設整備事業債　△ 16,800

３．歳出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 議会費	333,416	705	334,121		
1 議会費	333,416	705	334,121	0	705
1 議会費	333,416	705	334,121	0	705

節		説　明	
区　分	金　額		
3 職員手当等	705	議員期末手当 705	**議会管理費　705**

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	23,508,007	171,879	23,679,886		
1 社会福祉費	9,976,773	9,697	9,986,470	0	9,697
1 社会福祉総務費	1,569,555	7,600	1,577,155	0	7,600
2 老人福祉費	4,042,530	2,097	4,044,627	0	2,097
2 児童福祉費	11,506,363	162,182	11,668,545	0	162,182
1 児童福祉総務費	1,908,259	20,622	1,928,881	0	20,622
3 保育所及びこども園費	6,781,841	141,560	6,923,401	0	141,560

節		説　明		
区　分	金　額			
2 給料	5,000	一般職給	5,000	**社会福祉管理費　7,600**
4 共済費	2,600	一般職共済組合負担金	2,600	
27 繰出金	2,097	介護保険特別会計繰出金	2,097	**介護保険特別会計繰出金　2,097**
22 償還金、利子及び割引料	20,622	過年度国庫支出金返還金	20,622	**児童福祉管理費　20,622**
1 報酬	820	会計年度任用職員報酬（保育士等）	820	**保育所及びこども園管理運営費　139,200**
2 給料	90,620	一般職給	24,000	保育所及びこども園運営費
		会計年度任用職員給（保育士等）	66,620	139,200
3 職員手当等	37,120	会計年度任用職員期末手当（保育士等）	19,970	**子育て支援事業費　2,360**
		会計年度任用職員勤勉手当（保育士等）	17,150	地域子育て支援拠点事業費（センター型）　1,420
4 共済費	13,000	一般職共済組合負担金	13,000	一時預かり事業費　940

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	4,892,949	△12,700	4,880,249		
1 保健衛生費	2,216,651	1,300	2,217,951	0	1,300
4 墓地費	117,581	1,300	118,881	0	1,300
3 上水道費	332,601	△14,000	318,601	△14,000	0
1 上水道費	332,601	△14,000	318,601	△14,000 （特定財源内訳） 負担金 △14,000	0

節		説　明	
区　分	金　額		
22 償還金、利子及び割引料	1,300	市営墓地使用料等還付金　1,300	**墓地管理費　1,300**
2 給料	△10,000	一般職給　△10,000	**香川県広域水道企業団職員管理費**
3 職員手当等	△4,000	一般職期末手当　△2,500 勤勉手当　△1,500	**△14,000**

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	1,060,145	25,770	1,085,915		
1 農業費	957,811	23,770	981,581	1,300	22,470
5 農地費	573,608	23,770	597,378	1,300 (特定財源内訳) 地方債 1,300	22,470
3 水産業費	90,709	2,000	92,709	0	2,000
1 水産業振興費	32,440	2,000	34,440	0	2,000

節		説　明	
区　分	金　額		
18 負担金、補助及び交付金	23,770	単独県費補助土地改良事業補助金 19,270 農地耕作条件改善事業補助金 4,500	**土地改良事業費　19,270** 単独県費補助土地改良事業補助金　19,270 **農地耕作条件改善事業費　4,500**
12 委託料	2,000	建設工事関連委託料　2,000	**水産業施設整備事業費　2,000** 漁船漁具保全施設整備事業費 2,000

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	7,869,680	69,500	7,939,180		
2 道路橋りょう費	1,242,347	34,000	1,276,347	0	34,000
2 道路橋りょう維持費	291,063	34,000	325,063	0	34,000
5 都市計画費	5,405,535	35,500	5,441,035	21,000	14,500
12 公園緑地事業費	347,201	35,500	382,701	21,000 (特定財源内訳) 地方債 21,000	14,500

節		説　明		
区　分	金　額			
12 委託料	5,000	道路除草・伐倒木等処理業務委託料	5,000	**道路維持管理費　7,000** **道路補修事業費　27,000**
14 工事請負費	27,000	工事費	27,000	道路補修事業費　27,000
15 原材料費	2,000	資材費	2,000	
2 給料	4,500	一般職給	4,500	**公園緑地管理費　7,500**
3 職員手当等	1,500	一般職期末手当	600	**公園緑地整備費　28,000**
		勤勉手当	500	公園緑地整備事業費　28,000
		時間外勤務手当	400	
4 共済費	1,500	一般職共済組合負担金	1,500	
12 委託料	900	物件調査・土地鑑定等業務委託料	900	
16 公有財産購入費	27,100	土地購入費	27,100	

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 消防費	1,837,769	28,500	1,866,269		
1 消防費	1,837,769	28,500	1,866,269	0	28,500
1 常備消防費	1,266,760	28,500	1,295,260	0	28,500

節		説　明		
区　分	金　額			
2 給料	10,000	一般職給	10,000	**常備消防管理費　28,500**
3 職員手当等	7,000	扶養手当	1,000	
		一般職期末手当	3,000	
		勤勉手当	2,000	
		通勤手当	500	
		特殊勤務手当	500	
4 共済費	11,500	一般職共済組合負担金	11,500	

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	11,477,359	△1,801	11,475,558		
2 小学校費	2,282,987	17,760	2,300,747	0	17,760
3 学校建設費	1,589,425	17,760	1,607,185	0	17,760
4 幼稚園費	489,306	2,700	492,006	0	2,700
1 幼稚園費	476,226	2,700	478,926	0	2,700
5 社会教育費	4,895,766	△22,261	4,873,505	△22,261	0
1 社会教育総務費	642,829	△22,261	620,568	△22,261 (特定財源内訳) 繰入金 △5,461 地方債 △16,800	0
歳　出　合　計	65,557,657	281,853	65,839,510	△13,961	295,814

節		説明		
区　分	金　額			
14 工事請負費	660	工事費	660	**小学校建設費（単独事業）**
16 公有財産購入費	17,100	土地購入費	17,100	**17,760** 垂水小学校等駐車場整備事業費 17,760
1 報酬	1,300	会計年度任用職員報酬	1,300	**幼稚園管理運営費　2,700**
2 給料	600	会計年度任用職員給	600	幼稚園運営費　2,700
3 職員手当等	800	会計年度任用職員期末手当	400	
		会計年度任用職員勤勉手当	400	
12 委託料	△1,500	建設工事関連委託料	△1,500	**留守家庭児童会施設整備事業費**
16 公有財産購入費	△20,761	土地購入費	△20,761	**△22,261** 垂水青い鳥教室施設整備事業費 △22,261

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合　計（千円）
		報　酬（千円）	給　料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）		
補 正 後	875 (8)	0	3,604,116	2,553,157	6,157,273	1,292,302	7,449,575
補 正 前	875 (8)	0	3,570,616	2,548,657	6,119,273	1,263,702	7,382,975
比　　較	0 (0)	0	33,500	4,500	38,000	28,600	66,600

※（ ）内は短時間勤務職員の職員数（外書き）

	区　分	扶養手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
職員手当の内訳	補正後	93,620	92,618	820,227	672,320	332,337
	補正前	92,620	92,618	819,127	671,320	331,937
	比　較	1,000	0	1,100	1,000	400
	区　分	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	地域手当	退職手当
	補正後	73,934	40,499	50,316	1,013	375,000
	補正前	73,434	39,999	50,316	1,013	375,000
	比　較	500	500	0	0	0
	区　分	単身赴任手当	管理職特別勤務手当			
	補正後	0	1,273			
	補正前	0	1,273			
	比　較	0	0			

イ　会計年度任用職員

区　分	給与費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
	報　酬 (千円)	給　料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1,498,608	878,767	922,033	3,299,408	356,077	3,655,485
補正前	1,496,488	811,547	884,113	3,192,148	356,077	3,548,225
比　較	2,120	67,220	37,920	107,260	0	107,260

	区　分	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	20,119	471,053	398,312	22,549	10,000
	補正前	20,119	450,683	380,762	22,549	10,000
	比　較	0	20,370	17,550	0	0

議案第99号

令和8年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和8年度丸亀市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,386,235千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和8年12月1日提出

香川県丸亀市長　松　永　恭　二

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,330,592	2,096	2,332,688
	2 国庫補助金	591,361	2,096	593,457
8 繰入金		1,782,052	2,097	1,784,149
	1 一般会計繰入金	1,564,787	2,097	1,566,884
歳 入 合 計		10,382,042	4,193	10,386,235

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		250,021	4,193	254,214
	1 総務管理費	111,329	4,193	115,522
歳　　出　　合　　計		10,382,042	4,193	10,386,235

１．総括

（歳　入）　　歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	2,330,592	2,096	2,332,688
8 繰入金	1,782,052	2,097	1,784,149
歳入合計	10,382,042	4,193	10,386,235

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	250,021	4,193	254,214	2,096	0	0	2,097
歳出合計	10,382,042	4,193	10,386,235	2,096	0	0	2,097

２．歳入

（単位：千円）

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	2,330,592	2,096	2,332,688
2 国庫補助金	591,361	2,096	593,457
4 総務管理費補助金	0	2,096	2,096

節		説明	
区　分	金　額		
1 一般管理費補助金	2,096	介護保険事業費補助金	2,096

（単位：千円）

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	1,782,052	2,097	1,784,149
1 一般会計繰入金	1,564,787	2,097	1,566,884
4 その他一般会計繰入金	251,390	2,097	253,487
歳　入　合　計	10,382,042	4,193	10,386,235

節		説明
区　分	金　額	
2 事務費繰入金	2,097	事務費繰入金　2,097

３．歳出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	250,021	4,193	254,214		
1 総務管理費	111,329	4,193	115,522	2,096	2,097
1 一般管理費	111,329	4,193	115,522	2,096 (特定財源内訳) 国庫支出金 2,096	2,097
歳出合計	10,382,042	4,193	10,386,235	2,096	2,097

節		説明	
区　分	金　額		
12 委託料	4,193	介護保険法改正に伴うシステム改修委託料 4,193	**一般管理費　4,193**

議案第100号

令和８年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　令和８年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第２条のうち、(2) １日平均舟券売上金額及び (3) １日平均返還金額を次のとおり改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) １日平均舟券売上金額	700,000千円	105,000千円	805,000千円
(3) １日平均返還金額	14,000千円	2,100千円	16,100千円

（収益的収入及び支出）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

収　入

	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　競走事業収益	145,939,161千円	21,489,304千円	167,428,465千円
第１項　営業収益	145,721,909千円	21,489,304千円	167,211,213千円

支　出

	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　競走事業費用	138,924,993千円	18,991,753千円	157,916,746千円
第１項　営業費用	135,868,443千円	18,991,753千円	154,860,196千円

（債務負担行為）

第４条　予算第５条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
新 BTS まるがめ運営等事業	令和 8 年度～令和 11 年度	600,000 千円
GⅢウエスタンヤング販売促進及び イベント開催等業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	27,000 千円
全国販売促進・ファンサービス業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	73,000 千円
YouTube 配信番組運営業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	80,000 千円
SNS 運営業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	20,000 千円
WEB 広告掲載業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	25,000 千円
イベント開催等業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	89,000 千円
テレビスポット CM 放送業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	39,000 千円
グルーン・モーヴィ運営業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	150,000 千円
丸亀競走場北側防風壁設置に伴う 監理業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	25,000 千円
丸亀競走場水面鋼構造物調査及び 鋼管杭被覆防食設計業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	20,000 千円
丸亀競走場西側防風ネット設置に伴う 護岸底盤調査業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	20,000 千円
丸亀競走場北側防風壁設置工事	令和 8 年度～令和 9 年度	320,000 千円
電気設備及び空調設備保守操作委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	65,000 千円
場内清掃業務委託料	令和 8 年度～令和 9 年度	85,000 千円

令和 8 年 12 月 1 日 提出

香川県丸亀市長　松　永　恭　二

令和８年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位:千円）

款　項　目			既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 競走事業収益			145,939,161	21,489,304	167,428,465	
	1 営業収益		145,721,909	21,489,304	167,211,213	
		1 開催収入	143,328,745	21,489,304	164,818,049	発売金等増額分

支　　出　　（単位:千円）

款　項　目			既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 競走事業費用			138,924,993	18,991,753	157,916,746	
	1 営業費用		135,868,443	18,991,753	154,860,196	
		3 競走実施費	122,843,274	18,991,753	141,835,027	売上連動費用増額分

令和8年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明
						区　　分	金　　額	
1 競走事業収益			145,939,161	21,489,304	167,428,465			
	1 営業収益		145,721,909	21,489,304	167,211,213			
		1　開催収入	143,328,745	21,489,304	164,818,049	3 勝舟投票券発売金	21,420,002	発売金増額分
						4 払戻返還不能収入	31,501	発売金増額分
						5 払戻端数切捨金収入	37,801	発売金増額分

支　　出　　（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明
						区　　分	金　　額	
1 競走事業費用			138,924,993	18,991,753	157,916,746			
	1 営業費用		135,868,443	18,991,753	154,860,196			
		3　競走実施費	122,843,274	18,991,753	141,835,027	55 委託料	622,050	電話投票事務委託料増額分
						57 使用料及び賃借料	576,810	中央情報処理センターシステム利用料増額分
						65　負担金、補助金及び交付金	24,000	香川県中部ボートレース事業組合配分金増額分
						67 日本財団交付金	1,223,295	発売金連動増額分
						69 競走会交付金	462,067	発売金連動増額分
						79 払戻金、返還金	16,083,531	発売金連動増額分

令和8年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定損益計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位：千円）

1 営業収益			
(1) 開催収入	164,811,981		
(2) 受託事業収入	2,137,277		
(3) 雑入	251,575	167,200,833	
2 営業費用			
(1) 総係費	618,618		
(2) 施設管理費	228,609		
(3) 競走実施費	140,287,822		
(4) BTS丸亀	318,445		
(6) 広告宣伝費	1,015,759		
(7) 特別競走	9,091,776		
(8) 受託事業費	145,614		
(9) 減価償却費	1,306,475		
(10) 資産減耗費	27,512		
(11) その他営業費用	0	153,040,630	
営 業 利 益			14,160,203
3 営業外収益			
(1) 受取利息	157,000		
(2) 使用料	6,304		
(3) 長期前受金戻入	35,454		
(4) 雑収益	16,851	215,609	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	0		
(2) 繰出金	3,000,000		
(3) 寄付金	30,000		
(4) 繰延勘定償却	0		
(5) 雑支出	1,731,699	4,761,699	△ 4,546,090
経常利益			9,614,113
当年度純利益			9,614,113
前年度繰越利益剰余金			2,497,551
その他未処分利益剰余金変動額			3,100,000
当年度未処分利益剰余金			15,211,664

令和８年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定貸借対照表

（令和9年3月31日現在）

（単位：千円）

資　産　の　部

1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
ア　土　　地		2,453,169		
イ　建　　物	13,789,979			
減価償却累計額	△ 4,812,871	8,977,108		
ウ　構築物	8,482,972			
減価償却累計額	△ 3,661,329	4,821,643		
エ　機械及び装置	3,412,080			
減価償却累計額	△ 1,937,075	1,475,005		
オ　船舶	25,144			
減価償却累計額	△ 23,888	1,256		
カ　車両運搬具	58,415			
減価償却累計額	△ 47,534	10,881		
キ　工具器具及び備品	1,554,161			
減価償却累計額	△ 1,405,070	149,091		
ク　リース資産				
減価償却累計額	0	0		
ケ　建設仮勘定		4,382,960		
コ　その他有形固定資産		2,298		
有形固定資産合計			22,273,411	
(2)　無形固定資産				
無形固定資産合計			0	
(3)　投　　資				
ア　基金		3,391,724		
イ　その他の資産		0		
投　資　合　計			3,391,724	
固　定　資　産　合　計				25,665,135
2　流動資産				
(1)　現金預金			49,497,961	
(2)　未　収　金				
ア　営業未収金		291,842		
イ　営業外未収金		3,002		
ウ　その他未収金		0	294,844	
(3)　有価証券			3,955,294	
(4)　短期貸付金			3,000,000	
(5)　前　払　金			0	
(6)　その他流動資産			0	
流動資産合計				56,748,099
3　繰延勘定				
繰延勘定合計				0
資　産　合　計				82,413,234

負　債　の　部

4　固定負債			
(1)　企　業　債			
ア　建設改良等の財源に充てる企業債	0	0	
(2)　引　当　金			
ア　退職給付引当金	255,629		
イ　修繕引当金	0	255,629	
(3)　リース債務		0	
固定負債合計			255,629
5　流動負債			
(1)　一時借入金		0	
(2)　企　業　債			
ア　建設改良等の財源に充てる企業債	0	0	
(3)　引　当　金			
ア　修繕引当金	0		
イ　賞与引当金	21,860	21,860	
(4)　リース債務		0	
(5)　未　払　金			
ア　営業未払金	3,222,367		
イ　営業外未払金	3,222		
ウ　その他未払金	263,560	3,489,149	
(6)　未　払　費　用		0	
(7)　前　受　金		39,602	
(8)　預　り　金		465,049	
(9)　その他流動負債		100	
流動負債合計			4,015,760
6　繰延収益			
(1)　長期前受金		707,904	
(2)　収益化累計額		△ 341,849	
繰延収益合計			366,055
負　債　合　計			4,637,444

資　本　の　部

7　資　本　金			
(1)　自己資本金			
ア　固有資本金	17,339,453		
イ　繰入資本金	0		
ウ　組入資本金	13,922,850	31,262,303	
資本金合計			31,262,303
8　剰　余　金			
(1)　資本剰余金			
ア　受贈財産評価額	0		
イ　その他資本剰余金	20,922		
資本剰余金合計		20,922	
(2)　利益剰余金			
ア　減債積立金	0		
イ　利益積立金	7,066,872		
ウ　建設改良積立金	24,214,029		
エ　当年度未処分利益剰余金	15,211,664		
利益剰余金合計		46,492,565	
剰　余　金　合　計			46,513,487
資　本　合　計			77,775,790
負　債　資　本　合　計			82,413,234

令和８年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

科　　目	（単位：千円）
Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	9,614,113
減価償却費	1,306,475
除却費	27,512
貸倒引当金増減額（△は減少）	0
賞与引当金増減額（△は減少）	△ 11,300
退職給付引当金増減額（△は減少）	△ 38,098
修繕引当金増減額（△は減少）	0
長期前受金戻入益	△ 35,454
受取利息及び配当金	△ 157,000
支払利息及び企業債取扱諸費	0
有価証券売却損益（△は益）	0
固定資産売却損益（△は益）	0
未収金の増減額（△は増加）	△ 17,806
未払金の増減額（△は減少）	△ 147,806
預り金の増減額（△は減少）	0
その他流動資産の増減額（△は増加）	0
その他流動負債の増減額（△は減少）	0
小計	10,540,636
受取利息及び配当金	157,000
支払利息及び企業債取扱諸費	0
業務活動によるキャッシュ・フロー①	10,697,636
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△ 3,309,336
有価証券の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
基金による収入	0
基金への積立	△ 31,000
その他の投資による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 3,340,336
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期前受金の受入による収入	0
長期前受金の返還による支出	0
短期貸付による収入	6,000,000
短期貸付による支出	△ 6,000,000
剰余金の減少	0
企業債の受入による収入	0
企業債の返還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
資金の増加額④=①+②+③	7,357,300
資金の期首残高	42,140,661
資金の期末残高	49,497,961

令和8年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算債務負担行為に関する調書

（追加）　　（単位：千円）

事　　項	限　度　額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期　　間	金　額	期　　間	金　額	企業債	内部留保資　金
新BTSまるがめ運営等事業	600,000	—	—	令和8年度 ～ 令和11年度	600,000	—	600,000
GⅢウエスタンヤング販売促進及びイベント開催等業務委託料	27,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	27,000	—	27,000
全国販売促進・ファンサービス業務委託料	73,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	73,000	—	73,000
YouTube配信番組運営業務委託料	80,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	80,000	—	80,000
SNS運営業務委託料	20,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	20,000	—	20,000
WEB広告掲載業務委託料	25,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	25,000	—	25,000
イベント開催等業務委託料	89,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	89,000	—	89,000
テレビスポットCM放送業務委託料	39,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	39,000	—	39,000
グルーン・モーヴィ運営業務委託料	150,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	150,000	—	150,000
丸亀競走場北側防風壁設置に伴う監理業務委託料	25,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	25,000	—	25,000
丸亀競走場水面鋼構造物調査及び鋼管杭被覆防食設計業務委託料	20,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	20,000	—	20,000
丸亀競走場西側防風ネット設置に伴う護岸底盤調査業務委託料	20,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	20,000	—	20,000
丸亀競走場北側防風壁設置工事	320,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	320,000	—	320,000
電気設備及び空調設備保守操作委託料	65,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	65,000	—	65,000
場内清掃業務委託料	85,000	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度	85,000	—	85,000

議案第101号

丸亀市行政組織条例等の一部改正について

丸亀市行政組織条例等の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市行政組織条例等の一部を改正する条例

（丸亀市行政組織条例の一部改正）

第1条　丸亀市行政組織条例(平成17年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（事務分掌） 第2条　公室及び部の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 市長公室 (1)　秘書及び交際に関すること。 (2)　都市提携に関すること。 (3)　行政施策の総合計画、調整及び促進に関すること。 (4)　定住自立圏構想及び広域行政に関すること。 (5)　行政組織及び管理改善に関すること。 (6)　行政改革の推進に関すること。 (7)　広聴及び広報に関すること。 (8)　職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (9)　情報化の推進に関すること。 (10)　危機管理に関すること。	（事務分掌） 第2条　公室及び部の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 市長公室 (1)　秘書及び交際に関すること。 (2)　都市提携に関すること。 (3)　広聴及び広報に関すること。 (4)　情報公開及び個人情報の保護に関すること。 (5)　職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (6)　行政施策の総合計画、調整及び促進に関すること。 (7)　定住自立圏構想及び広域行政に関すること。 (8)　行政組織及び管理改善に関すること。 (9)　行政改革の推進に関すること。 (10)　情報化の推進に関すること。 (11)　危機管理に関すること。

改正後	改正前
(11)　市長の特命に関すること。	(12)　市長の特命に関すること。
総務部	総務部
(1)　公文書に関すること。	(1)　公文書に関すること。
(2)　議会及び法規に関すること。	(2)　議会及び法規に関すること。
(3)　統計に関すること。	(3)　統計に関すること。
(4)　契約及び工事検査に関すること。	(4)　契約及び工事検査に関すること。
(5)　情報公開及び個人情報の保護に関すること。	
(6)　公有財産の総括管理に関すること。	(5)　公有財産の総括管理に関すること。
(7)　財政に関すること。	(6)　財政に関すること。
(8)　市税、国民健康保険税及び介護保険料の賦課徴収並びに後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。	(7)　市税、国民健康保険税及び介護保険料の賦課徴収並びに後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
(9)　人権の教育、啓発及び人権対策に関すること。	(8)　人権の教育、啓発及び人権対策に関すること。
(10)　男女共同参画の推進に関すること。	(9)　男女共同参画の推進に関すること。
	(10)　戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
	(11)　住居表示に関すること。
	(12)　国民年金に関すること。
	(13)　斎場に関すること。
(11)　市民総合センター業務に関すること。	(14)　市民総合センター業務に関すること。
(12)　他の所管に属さない事務に関すること。	(15)　他の所管に属さない事務に関すること。
協働推進部	協働推進部
(1)～(7)　略	(1)～(7)　略
健康福祉部	健康福祉部
(1)～(6)　略	(1)～(6)　略
都市整備部	都市整備部
(1)～(10)　略	(1)～(10)　略

改正後	改正前
産業生活部 (1)　商工業に関すること。 (2)　勤労者福祉及び労政に関すること。 (3)　観光に関すること。 (4)　都市交流に関すること。 (5)　農林水産業に関すること。 (6)　土地改良に関すること。 (7)　地籍調査に関すること。 (8)　市民相談に関すること。 (9)　交通安全及び防犯に関すること。 (10)　環境衛生に関すること。 (11)　環境保全及び公害防止に関すること。 (12)　廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (13)　戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。 (14)　住居表示に関すること。 (15)　国民年金に関すること。 (16)　斎場に関すること。	産業生活部 (1)　商工業に関すること。 (2)　勤労者福祉及び労政に関すること。 (3)　観光に関すること。 (4)　都市交流に関すること。 (5)　農林水産業に関すること。 (6)　土地改良に関すること。 (7)　地籍調査に関すること。 (8)　市民相談に関すること。 (9)　交通安全及び防犯に関すること。 (10)　環境衛生に関すること。 (11)　環境保全及び公害防止に関すること。 (12)　廃棄物の処理及び清掃に関すること。

（丸亀市附属機関設置条例の一部改正）

第2条　丸亀市附属機関設置条例(平成17年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表(第1条関係)

附属	附属機関	担任する事務	委員	委員	構成者	会議の開催	会議の決定	庶務

改正前

別表(第1条関係)

附属	附属機関	担任する事務	委員	委員	構成者	会議の開催	会議の決定	庶務

改正後

機関の属する執行機関			の定数	の任期				担当
市長	丸亀市総合計画審議会	略	略	略	略	委員の半数以上の出席（以下「半数以上」という。）	出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる（以下「過半数」とい	略

改正前

機関の属する執行機関			の定数	の任期				担当
市長	丸亀市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開、個人情報の保護及び特定歴史公文書等に係る審査請求についての調査、審議、審査及び答申に関する事務	5人以内	2年	学識経験者	委員の半数以上の出席（以下「半数以上」という。）	出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる（以下「過半数」という。）。	市長公室
	丸亀市総合計画審議会	略	略	略	略	半数以上	過半数	略

改正後								
							う。）。	
	丸亀市特別職報酬等審議会	略	略	略	略	略	略	略
	丸亀市いじめ問題再調査委員会	略	略	略	略	略	略	略
	丸亀市情報公開・個人情報保護審査	情報公開、個人情報の保護及び特定歴史公文書等に係る審査請求についての調査、審議、審査及び答申に関する事務	5人以内	2年	学識経験者	半数以上	過半数	総務部

改正前								
	丸亀市行政評価委員会	行政外部の視点から、市政運営の効果等についての評価及び提言に関する事務	8人以内	2年	(1)　学識経験者 (2)　公募により選任した者	半数以上	過半数	市長公室
	丸亀市特別職報酬等審議会	略	略	略	略	略	略	略
	丸亀市いじめ問題再調査委員会	略	略	略	略	略	略	略

改正後							
会							
丸亀市総合評価審査委員会	略	略	略	略	略	略	略
丸亀市行政評価委員会	行政外部の視点から、市政運営の効果等についての評価及び提言に関する事務	8人以内	2年	(1)　学識経験者 (2)　公募により選任した者	半数以上	過半数	総務部
丸亀市公共施設等総合管理計画検討委員会	略	略	略	略	略	略	略
略							
丸亀市人権政策推	略	略	略	略	略	略	略

改正前							
丸亀市総合評価審査委員会	略	略	略	略	略	略	略
丸亀市公共施設等総合管理計画検討委員会	略	略	略	略	略	略	略
略							
丸亀市人権政策推	略	略	略	略	略	略	略

改正後							
進審議会							
丸亀市自治推進委員会	略	略	略	略	略	略	略
略							
丸亀市環境審議会	略	略	略	略	略	略	略
丸亀市住居表示審議会	住居表示の実施に伴う町界町名の整理等についての調査、審議及び答申に関する事務	15人以内	諮問に係る答申まで	(1)　学識経験者 (2)　関係行政機関の職員	半数以上	過半数	産業生活部

改正前							
進審議会							
丸亀市住居表示審議会	住居表示の実施に伴う町界町名の整理等についての調査、審議及び答申に関する事務	15人以内	諮問に係る答申まで	(1)　学識経験者 (2)　関係行政機関の職員	半数以上	過半数	総務部
丸亀市自治推進委員会	略	略	略	略	略	略	略
略							
丸亀市環境審議会	略	略	略	略	略	略	略

改正後	改正前
で	
教育委員会　略	教育委員会　略

（丸亀市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第3条　丸亀市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（庶務） 第10条　審査会の庶務は、総務部において処理する。	（庶務） 第10条　審査会の庶務は、市長公室において処理する。

附　則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第102号

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について

丸亀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条　丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第22条　略	(期末手当) 第22条　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。
4～6　略	4～6　略
(勤勉手当) 第25条　略	(勤勉手当) 第25条　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

改正後

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の51.25、12月に支給する場合においては100分の53.75を乗じて得た額の総額

3～5　略

別表第1（第4条関係）

給料表　（単位　円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800

改正前

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5　略

別表第1（第4条関係）

給料表　（単位　円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000

改正後									
時間勤務職員以外の職員	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	517,700
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	518,600
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	519,100
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	

改正前									
間勤務職員以外の職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	502,900
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	503,800
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	504,300
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	

改正後							
34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	477,000
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	477,300
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	477,600
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	477,900
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	478,200
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	478,500
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	478,800
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	479,100
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	479,400
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	479,700
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	480,000
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	480,300
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	480,600
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	480,900

改正前							
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,300
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,600
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	463,900
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	464,200
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	464,500
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	464,800
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	465,100
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	465,400
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	465,700
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	466,000
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	466,300
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	466,600
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	466,900
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	467,200

改正後							
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	481,200
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	481,500
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	481,800
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	482,100
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	482,400
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	482,700
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	483,000
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	483,300
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	483,600
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	483,900
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	484,200
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	484,500
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	484,800
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	485,100
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400	440,000	485,400
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700	440,300	485,700
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900	440,500	486,000
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100	440,700	486,300
78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400	441,000	486,600
79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700	441,300	486,900
80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900	441,500	487,200
81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100	441,700	487,500
82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400	442,000	487,800
83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700	442,300	488,100
84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900	442,500	488,400
85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100	442,700	488,700

改正前							
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	467,500
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	467,800
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	468,100
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	468,400
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	468,700
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	469,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	469,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	469,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	469,900
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	470,200
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	470,500
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	470,800
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	471,100
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	471,400
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300	471,700
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600	472,000
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800	472,300
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,000	472,600
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,300	472,900
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,600	473,200
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,800	473,500
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	429,000	473,800
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	429,300	474,100
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	429,600	474,400
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	429,800	474,700
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	430,000	475,000

改正後								
86	275, 500	315, 300	366, 500	408, 700	421, 400	443, 000	489, 000	
87	275, 800	315, 600	366, 900	409, 100	421, 700	443, 300	489, 300	
88	276, 100	315, 900	367, 300	409, 500	421, 900	443, 500	489, 600	
89	276, 400	316, 200	367, 500	409, 800	422, 100	443, 700	489, 900	
90	276, 700	316, 500	367, 900	410, 300	422, 400	444, 000		
91	277, 000	316, 800	368, 300	410, 700	422, 700	444, 300		
92	277, 300	317, 100	368, 700	411, 100	422, 900	444, 500		
93	277, 600	317, 300	368, 900	411, 400	423, 100	444, 700		
94		317, 500	369, 200	411, 900	423, 400	445, 000		
95		317, 800	369, 600	412, 300	423, 700	445, 300		
96		318, 200	369, 900	412, 700	423, 900	445, 500		
97		318, 400	370, 200	413, 000	424, 100	445, 700		
98		318, 700	370, 600	413, 500	424, 400	446, 000		
99		319, 000	371, 000	413, 900	424, 700	446, 300		
100		319, 400	371, 400	414, 300	424, 900	446, 500		
101		319, 600	371, 900	414, 600	425, 100	446, 700		
102		319, 900	372, 300	415, 100	425, 400			
103		320, 200	372, 700	415, 500	425, 700			
104		320, 500	373, 100	415, 900	425, 900			
105		320, 700	373, 600	416, 200	426, 100			
106		321, 000	374, 000	416, 700	426, 400			
107		321, 300	374, 300	417, 100	426, 700			
108		321, 600	374, 600	417, 500	426, 900			
109		321, 800	375, 000	417, 800	427, 100			
110		322, 100		418, 300	427, 400			
111		322, 500		418, 700	427, 700			

改正前								
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000	409, 300	430, 300	475, 300	
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400	409, 600	430, 600	475, 600	
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800	409, 800	430, 800	475, 900	
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100	410, 000	431, 000	476, 200	
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600	410, 300	431, 300		
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000	410, 600	431, 600		
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400	410, 800	431, 800		
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700	411, 000	432, 000		
94		308, 000	358, 400	400, 200	411, 300	432, 300		
95		308, 300	358, 800	400, 600	411, 600	432, 600		
96		308, 700	359, 100	401, 000	411, 800	432, 800		
97		308, 900	359, 400	401, 300	412, 000	433, 000		
98		309, 200	359, 800	401, 800	412, 300	433, 300		
99		309, 500	360, 200	402, 200	412, 600	433, 600		
100		309, 900	360, 600	402, 600	412, 800	433, 800		
101		310, 100	361, 100	402, 900	413, 000	434, 000		
102		310, 400	361, 500	403, 400	413, 300			
103		310, 700	361, 900	403, 800	413, 600			
104		311, 000	362, 300	404, 200	413, 800			
105		311, 200	362, 800	404, 500	414, 000			
106		311, 500	363, 200	405, 000	414, 300			
107		311, 800	363, 500	405, 400	414, 600			
108		312, 100	363, 800	405, 800	414, 800			
109		312, 300	364, 200	406, 100	415, 000			
110		312, 600		406, 600	415, 300			
111		313, 000		407, 000	415, 600			

改正後									
	112		322,800		419,100	427,900			
	113		323,000		419,400				
	114		323,200		419,900				
	115		323,500		420,300				
	116		323,900		420,700				
	117		324,100		421,000				
	118		324,300		421,500				
	119		324,600		421,900				
	120		324,900		422,300				
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

改正前									
	112		313,300		407,400	415,800			
	113		313,500		407,700				
	114		313,700		408,200				
	115		314,000		408,600				
	116		314,400		409,000				
	117		314,600		409,300				
	118		314,800		409,800				
	119		315,100		410,200				
	120		315,400		410,600				
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条　丸亀市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第22条　略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6　略 （勤勉手当） 第25条　略 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額	（期末手当） 第22条　略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。 4～6　略 （勤勉手当） 第25条　略 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75を乗じて得た額の総額

改正後	改正前
(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額 3～5　略	(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の51.25、12月に支給する場合においては100分の53.75を乗じて得た額の総額 3～5　略

附　則

(施行期日等)

1　この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の丸亀市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の丸亀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第103号

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条　丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
(給与に関する特例)
第6条　第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>419,000円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>470,000円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>525,000円</td></tr>
<tr><td>4</td><td>593,000円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>677,000円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>790,000円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>923,000円</td></tr>
</table>
2～4　略
(給与条例の適用除外等)
第7条　略
2　特定任期付職員に対する給与条例第22条第2項、第25条第2項第1号及び第26条第1項の規定の適用については、給与条例第22条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、
</td><td>
(給与に関する特例)
第6条　第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>405,000円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>455,000円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>508,000円</td></tr>
<tr><td>4</td><td>574,000円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>655,000円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>765,000円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>893,000円</td></tr>
</table>
2～4　略
(給与条例の適用除外等)
第7条　略
2　特定任期付職員に対する給与条例第22条第2項、第25条第2項第1号及び第26条第1項の規定の適用については、給与条例第22条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、
</td></tr>
</table>

改正後	改正前
「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第25条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	給与条例第25条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第2条　丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第7条　略 2　特定任期付職員に対する給与条例第22条第2項、第25条第2項第1号及び第26条第1項の規定の適用については、給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第25条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	（給与条例の適用除外等） 第7条　略 2　特定任期付職員に対する給与条例第22条第2項、第25条第2項第1号及び第26条第1項の規定の適用については、給与条例第22条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第25条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附　則

（施行期日等）

1　この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第104号

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条　丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条　市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第22条第2項中「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第4条　市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第22条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

第2条　丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条　市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第4条　市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第22条第2項中「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

附　則

(施行期日等)

1　この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和８年12月１日から適用する。

(給与の内払)

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第105号

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条　丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条　管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第4条　管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

第2条　丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条　管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第4条　管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

附　則

(施行期日等)

1　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和８年12月１日から適用する。

(給与の内払)

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第106号

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条　丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2章　フルタイム会計年度任用職員の給与	第2章　フルタイム会計年度任用職員の給与
(期末手当) 第14条　略	(期末手当) 第14条　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の126.25、4月に支給する場合においては100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
3～5　略	3～5　略
(勤勉手当) 第14条の2　略	(勤勉手当) 第14条の2　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の106.25、4月に支給する場合においては100分の108.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3・4　略	3・4　略

改正後

第3章　パートタイム会計年度任用職員の給与

（期末手当）

第22条　略

2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の126.25、4月に支給する場合においては100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)　略

3～5　略

（勤勉手当）

第22条の2　略

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の106.25、4月に支給する場合においては100分の108.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4　略

別表（第4条関係）

給料表

号給	給料月額
1	205,300
2	206,400
3	207,600
4	208,700
5	209,800

改正前

第3章　パートタイム会計年度任用職員の給与

（期末手当）

第22条　略

2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)　略

3～5　略

（勤勉手当）

第22条の2　略

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4　略

別表（第4条関係）

給料表

号給	給料月額
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300

改正後		改正前	
6	211,500	6	202,000
7	213,100	7	203,600
8	214,700	8	205,200
9	216,200	9	206,700
10	217,900	10	208,400
11	219,500	11	210,000
12	221,100	12	211,600
13	222,600	13	213,100
14	224,300	14	214,800
15	226,000	15	216,500
16	227,700	16	218,200
17	228,900	17	219,400
18	230,500	18	221,000
19	232,100	19	222,600
20	233,600	20	224,100
21	235,100	21	225,600
22	236,700	22	227,200
23	238,300	23	228,800
24	239,900	24	230,400
25	241,500	25	232,000
26	243,200	26	233,700
27	244,500	27	235,000
28	245,800	28	236,300
29	247,100	29	237,600
30	248,200	30	238,700
31	249,300	31	239,800
32	250,400	32	240,900
33	251,500	33	242,000
34	252,400	34	242,900

改正後		改正前	
35	253,300	35	243,800
36	254,300	36	244,800
37	255,300	37	245,800
38	256,200	38	246,700
39	257,100	39	247,600
40	257,900	40	248,400
41	258,700	41	249,200
42	259,300	42	249,900
43	259,900	43	250,500
44	260,500	44	251,100
45	261,100	45	251,800
46	261,700	46	252,400
47	262,300	47	253,000
48	262,900	48	253,600
49	263,400	49	254,100
50	264,000	50	254,700
51	264,600	51	255,300
52	265,100	52	255,800
53	265,500	53	256,200
54	265,900	54	256,600
55	266,200	55	256,900
56	266,500	56	257,200
57	266,800	57	257,500
58	267,100	58	257,800
59	267,400	59	258,100
60	267,700	60	258,400
61	268,000	61	258,700
62	268,300	62	259,000
63	268,600	63	259,300

改正後		改正前	
64	268,900	64	259,600
65	269,200	65	259,900
66	269,500	66	260,200
67	269,800	67	260,500
68	270,100	68	260,800
69	270,400	69	261,100
70	270,700	70	261,400
71	271,000	71	261,700
72	271,300	72	262,000
73	271,600	73	262,300
74	271,900	74	262,600
75	272,200	75	262,900
76	272,500	76	263,200
77	272,800	77	263,500
78	273,100	78	263,800
79	273,400	79	264,100
80	273,700	80	264,400
81	274,000	81	264,700
82	274,300	82	265,000
83	274,600	83	265,300
84	274,900	84	265,600
85	275,200	85	265,900
86	275,500	86	266,200
87	275,800	87	266,500
88	276,100	88	266,800
89	276,400	89	267,100
90	276,700	90	267,400
91	277,000	91	267,700
92	277,300	92	268,000

改正後		改正前	
93	277,600	93	268,300
94	277,900	94	268,600
95	278,200	95	268,900
96	278,500	96	269,200
97	278,800	97	269,500
98	279,100	98	269,800
99	279,400	99	270,100
100	279,700	100	270,400
101	280,000	101	270,700
102	280,300	102	271,000
103	280,600	103	271,300
104	280,900	104	271,600
105	281,200	105	271,900
106	281,500	106	272,200
107	281,800	107	272,500
108	282,100	108	272,800
109	282,400	109	273,100
110	282,700	110	273,400
111	283,000	111	273,700
112	283,300	112	274,000
113	283,600	113	274,300
114	283,900	114	274,600
115	284,200	115	274,900
116	284,500	116	275,200
117	284,800	117	275,500
118	285,100	118	275,800
119	285,400	119	276,100
120	285,700	120	276,400
121	286,000	121	276,700

改正後		改正前	
122	286,300	122	277,000
123	286,600	123	277,300
124	286,900	124	277,600
125	287,200	125	277,900
126	287,500	126	278,200
127	287,800	127	278,500
128	288,100	128	278,800
129	288,400	129	279,100
130	288,700	130	279,400
131	289,000	131	279,700
132	289,300	132	280,000
133	289,600	133	280,300
134	289,900	134	280,600
135	290,200	135	280,900
136	290,500	136	281,200
137	290,800	137	281,500
138	291,100	138	281,800
139	291,400	139	282,100
140	291,700	140	282,400
141	292,000	141	282,700

第2条　丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2章　フルタイム会計年度任用職員の給与	第2章　フルタイム会計年度任用職員の給与
（期末手当） 第14条　略	（期末手当） 第14条　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の126.25、4月に支給する場合においては100分の

改正後	改正前
の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	128.75を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
3～5　略	3～5　略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第14条の2　略	第14条の2　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の106.25、4月に支給する場合においては100分の108.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3・4　略	3・4　略
第3章　パートタイム会計年度任用職員の給与	第3章　パートタイム会計年度任用職員の給与
(期末手当)	(期末手当)
第22条　略	第22条　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の126.25、4月に支給する場合においては100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
3～5　略	3～5　略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第22条の2　略	第22条の2　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準

改正後	改正前
に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4　略	に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の106.25、4月に支給する場合においては100分の108.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4　略

附　則

(施行期日等)

1　この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和9年5月1日から施行する。

2　第1条中別表の改正規定による改正後の丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。ただし、当該改正の施行の日の属する月の前月の末日以前に退職(任期満了に伴い退職した後、引き続き任命権者を同じくする職に採用された場合を除く。)した者の当該退職前の任期に係る給与については、なお従前の例による。

(給与の内払)

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第107号

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条　丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条　略 2　期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の125を乗じて得た額に、100分の180を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略	(期末手当) 第6条　略 2　期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の125を乗じて得た額に、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

第2条　丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条　略 2　期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の125を乗じて得た額に、100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条　略 2　期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の125を乗じて得た額に、100分の180を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改正後	改正前
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略

附　則

(施行期日等)

1　この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和8年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第108号

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表(第2条関係)

手当の種別	支給する対象	区分	支給額	備考
略				
8　災害応急作業等手当	1　消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき。	略	2,880円	
	2　消防組織法第39条第2項に規定する消防相互応援協定に基づき消防業務に従事したとき(県外から緊急消防援助隊が出動した場合に限る。)。		2,880円	
	3　国・地方自治体等からの派遣要請に基づき市外で災害応急作業等に従事したとき。		1,440円	
	4　その他市長が定める災害応急作業等に従事したとき。		1,440円	
略				

改正前

別表(第2条関係)

手当の種別	支給する対象	区分	支給額	備考
略				
8　災害応急作業等手当	1　消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき。	略	2,160円	
	2　消防組織法第39条第2項に規定する消防相互応援協定に基づき消防業務に従事したとき(県外から緊急消防援助隊が出動した場合に限る。)。		2,160円	
	3　国・地方自治体等からの派遣要請に基づき市外で災害応急作業等に従事したとき。		1,080円	
	4　その他市長が定める災害応急作業等に従事したとき。		1,080円	
略				

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づいて支給する給与の内払とみなす。

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第109号

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1章　総則 第14条　略 (児童対象性暴力等の防止) 第14条の2　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。	第1章　総則 第14条　略

附　則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第110号

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条　丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1章　総則	第1章　総則
（家庭的保育事業者等の一般原則）	（家庭的保育事業者等の一般原則）
第5条　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号<u>若しくは同条第12項第2号</u>の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合<u>又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合</u>にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	第5条　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号<u>又は同条第12項第2号</u>の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
2～6　略	2～6　略
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）
第7条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120	第7条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120

改正後	改正前
号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
2～6　略	2～6　略
7　前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	7　前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第14条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第14条　削除
（家庭的保育事業所等内部の規程） 第19条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5)　略 (6)　乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員） (7)～(11)　略	（家庭的保育事業所等内部の規程） 第19条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5)　略 (6)　乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11)　略
第3章　小規模保育事業 第1節　通則 （小規模保育事業の区分） 第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。	第3章　小規模保育事業 第1節　通則 （小規模保育事業の区分） 第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。
第2節　小規模保育事業Ａ型 （職員） 第30条　略	第2節　小規模保育事業Ａ型 （職員） 第30条　略

改正後	改正前
2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
(4)　略	(4)　略
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しな	

改正後	改正前
ければならない。	
第3節　小規模保育事業Ｂ型	第3節　小規模保育事業Ｂ型
（職員）	（職員）
第32条　略	第32条　略
2　略	2　略
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
第4節　小規模保育事業Ｃ型	第4節　小規模保育事業Ｃ型
（利用定員）	（利用定員）
第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。
第5章　事業所内保育事業	第5章　事業所内保育事業
（保育所型事業所内保育事業所の職員）	（保育所型事業所内保育事業所の職員）
第45条　略	第45条　略
2　略	2　略
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業

改正後	改正前
所内保育事業所に勤務する看護師等を１人に限り、保育士とみなすことができる。	所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。
4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条　略	(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条　略
2　略	2　略
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支	

改正後	改正前
援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
(準用) 第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」とする。	(準用) 第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。
附　則 (連携施設に関する経過措置) 第3条　家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	附　則 (連携施設に関する経過措置) 第3条　家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は

改正後	改正前
家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。	家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
第9条　前2条の規定を適用する時は、保育士(第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。	第9条　前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

(丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条　丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則	附　則
(経過措置)	(経過措置)
2　略	2　略
3　令和10年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「数の基準」とあるのは、「数の基準(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」とする。	
4　附則第2項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所	3　前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、

改正後	改正前
内保育事業者は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。	第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は公布の日から、第1条中丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

2　児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第111号

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章　略	第1章・第2章　略
第3章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第3章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節・第2節　略	第1節・第2節　略
第3節　特例地域型保育給付費に関する基準(第52条－第53条)	第3節　特例地域型保育給付費に関する基準(第52条・第53条)
第4章　略	第4章　略
附則	附則
第1章　総則	第1章　総則
(定義)	(定義)
第2条　この条例において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。	第2条　この条例において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
(1)～(5)　略	(1)～(5)　略
(6)　満3歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。	(6)　小規模保育事業　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
(6)の2　満3歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。	
(7)～(11)　略	(7)～(11)　略

改正後	改正前
(11)の2　教育認定子ども　法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。 (11)の3　満3歳以上保育認定子ども　法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (11)の4　保育認定子ども　法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。	
(12)～(27)　略	(12)～(27)　略
第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第2節　運営に関する基準	第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第2節　運営に関する基準
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条　略	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条　略
2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。	2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第	3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4

改正後	改正前
20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4　前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	4　前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
5　略	5　略
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第8条　略	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第8条　略
2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第10条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第10条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
2　略	2　略
（特定教育・保育の提供の記録） 第13条　略	（教育・保育の提供の記録） 第13条　略
（利用者負担額等の受領） 第14条　略	（利用者負担額等の受領） 第14条　略
2・3　略	2・3　略

改正後	改正前
4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用	(3)　食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア)　教育認定子ども　77,101円	(ア)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円
(イ)　満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)　57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)	(イ)　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)　57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)	イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
(ア)　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(ア)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の

改正後	改正前
（イ）　満３歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	年長者である者を除く。）である者 （イ）　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者
ウ　略	ウ　略
(4)・(5)　略	(4)・(5)　略
5・6　略	5・6　略
（運営規程） 第21条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	（運営規程） 第21条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
(1)～(6)　略	(1)～(6)　略
(7)　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第７条第２項に規定する選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法を含む。）	(7)　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第７条第２項及び第３項に規定する選考方法を含む。）
(8)～(11)　略	(8)～(11)　略
（利用定員の遵守） 第23条　略	（定員の遵守） 第23条　略
（虐待等の禁止） 第26条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第26条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

改正後	改正前
第3節　特例施設型給付費に関する基準	第3節　特例施設型給付費に関する基準
(特別利用保育の基準) 第36条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	(特別利用保育の基準) 第36条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども

改正後	改正前
定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。	(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
(特別利用教育の基準) 第37条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	(特別利用教育の基準) 第37条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げ

改正後	改正前
前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。	る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。
第3章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第3章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節　利用定員に関する基準	第1節　利用定員に関する基準
(利用定員)	(利用定員)
第38条　特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第43条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	第38条　特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第43条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
2　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。)を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。	2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども

改正後	改正前
(1)　家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2)　事業所内保育事業　法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員	を保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
3　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。	
第2節　運営に関する基準	第2節　運営に関する基準
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第40条　略	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第40条　略
2　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第44条第1項を除く。)において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
3　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限	

改正後	改正前
る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	
4　前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	3　前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
5　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第41条　略	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第41条　略
2　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
(心身の状況等の把握) 第42条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	(心身の状況等の把握) 第42条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
(特定教育・保育施設等との連携)	(特定教育・保育施設等との連携)

改正後	改正前
第43条　特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	第43条　特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
(1)　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。	(1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。
(2)　略	(2)　略
(3)　当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2～6　略	2～6　略
7　前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に	7　前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に

改正後	改正前
掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
8　特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。	
9　略	8　略
10　事業所内保育事業(第 38 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。	9　事業所内保育事業(第 38 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。
11　略	10　略
12　略	11　略
(利用者負担額等の受領) 第 44 条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。	(利用者負担額等の受領) 第 44 条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。
2～6　略	2～6　略
(運営規程) 第 47 条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第 51 条において準用する第 24 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第 47 条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第 51 条において準用する第 24 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
(1)～(6)　略	(1)～(6)　略

改正後	改正前
(7)　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第40条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)	(7)　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第40条第2項に規定する選考方法を含む。)
(8)～(11)　略	(8)～(11)　略
(勤務体制の確保等) 第48条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	(勤務体制の確保等) 第48条　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　略	3　略
(利用定員の遵守) 第49条　略	(定員の遵守) 第49条　略
(記録の整備) 第50条　略	(記録の整備) 第50条　略
2　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)～(5)　略	(1)～(5)　略
(準用) 第51条　第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認	(準用) 第51条　第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認

改正後	改正前
定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第15条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第26条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。	定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。
第3節　特例地域型保育給付費に関する基準	第3節　特例地域型保育給付費に関する基準
(特別利用地域型保育の基準) 第52条　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	(特別利用地域型保育の基準) 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

改正後	改正前
3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第53条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第38条第3項、第40条第3項及び第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。第53条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第44条第1項を除く。)において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中	3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは

改正後	改正前
「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 第52条の2　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第38条第2項、第40条第2項及び第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第40条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に	「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

改正後	改正前
基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。	
(特定利用地域型保育の基準) 第53条　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	(特定利用地域型保育の基準) 第53条　特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育	3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育

改正後	改正前
を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)

2　児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第112号

丸亀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

丸亀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章　総則(第1条－第3条)
第2章　特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
第1節　利用定員に関する基準(第4条)
第2節　運営に関する基準(第5条－第33条)
第3章　雑則(第34条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条　特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同

じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団等の排除)

第3条　特定乳児等通園支援事業者及び特定乳児等通園支援事業所の管理者その他特定乳児等通園支援の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。次項において「特定乳児等通園支援事業者等」という。)は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であってはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3　特定乳児等通園支援事業の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員を運営に関与させてはならない。

第2章　特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節　利用定員に関する基準

第4条　特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特

定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節　運営に関する基準

(面談)

第5条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条　特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領）

第13条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特

定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3　特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1)　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2)　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3)　食事の提供に要する費用

(4)　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5)　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4　特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第15条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　その提供する特定乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日

(5)　第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員

(7)　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条　特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資

すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3)　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第32条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第33条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)　第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2)　第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3)　第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)　第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5)　第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章　雑則

(電磁的記録等)

第34条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2)　電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)　第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2)　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第 3 項中「前項各号」とあるのは「第 6 項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第5条の条例で定める日）

2　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和7年政令第343号）第5条の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第113号

工事請負契約の締結について（賑わい拠点施設新築工事）

賑わい拠点施設新築工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　賑わい拠点施設新築工事

2　契約の方法　　制限付き一般競争入札による契約

3　契約金額　　金603,900,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金54,900,000円

4　契約の相手方　丸亀市田村町1238番地

株式会社ヒカリ

代表取締役　西森　浩史

参　照　　工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

第　12601109　号

工　事　請　負　仮　契　約　書　(写)

1　工　事　名　賑わい拠点施設新築工事

2　工 事 場 所　丸亀市大手町二丁目地内

3　工　　期　着手　　本契約成立の日
　　完成　　令和10年3月17日

4　契 約 金 額　¥603,900,000-
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　¥54,900,000-
　　丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
（１）支払限度額　　令和8年度　¥54,300,000-
　　令和9年度　¥549,600,000-

（２）出来高予定額　　令和8年度　¥60,390,000-
　　令和9年度　¥543,510,000-

5　契約保証金　¥60,390,000-

6　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
　☐ 該当しない

7　建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり

8　本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者　市長　松永　恭二）と

受注者　　株式会社 ヒカリ（ 代表取締役　西森　浩史 ）　　とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和8年11月18日

発注者　　丸亀市大手町二丁目4番21号
　　丸亀市
　　代表者　市長　松永　恭二　　印

受注者　　丸亀市田村町1238番地
　　株式会社 ヒカリ
　　代表取締役　西森　浩史　　㊞

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第７条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

（契約書別紙）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1　分別解体等の方法

	工程	作業内容
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □ 有　　■ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有　　□ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 ■ 有　　□ 無
	④屋根	屋根の工事 ■ 有　　□ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有　　□ 無
	⑥その他 （ 外構工事 ）	その他の工事 ■ 有　　□ 無

2　解体工事に要する費用（直接工事費）　　0 円（税抜き）

3　再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート類、砕石	株式会社　土器川砕石	香川県丸亀市飯野町東二1717番地
アスファルト類	前田道路㈱香川合材工場	香川県坂出市築港町二丁目310-126
廃プラスチック、木くず	丸福工業　株式会社	香川県丸亀市飯山町東坂元3150番地9

4　再資源化等に要する費用（直接工事費）　　500,000 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	賑わい拠点施設新築工事
工　事　概　要	【新築工事】 ［構造・規模］ 鉄骨造２階建て 建築面積 594.45 ㎡　延床面積 725.30 ㎡ ［主要諸室］ 地域産品販売・うちわ実演スペース、事務所、休憩室、更衣室、授乳室、各トイレ、ＥＬＶ、飲食施設、厨房、検収室、多目的室、電気室、倉庫 上記に係る建築一式

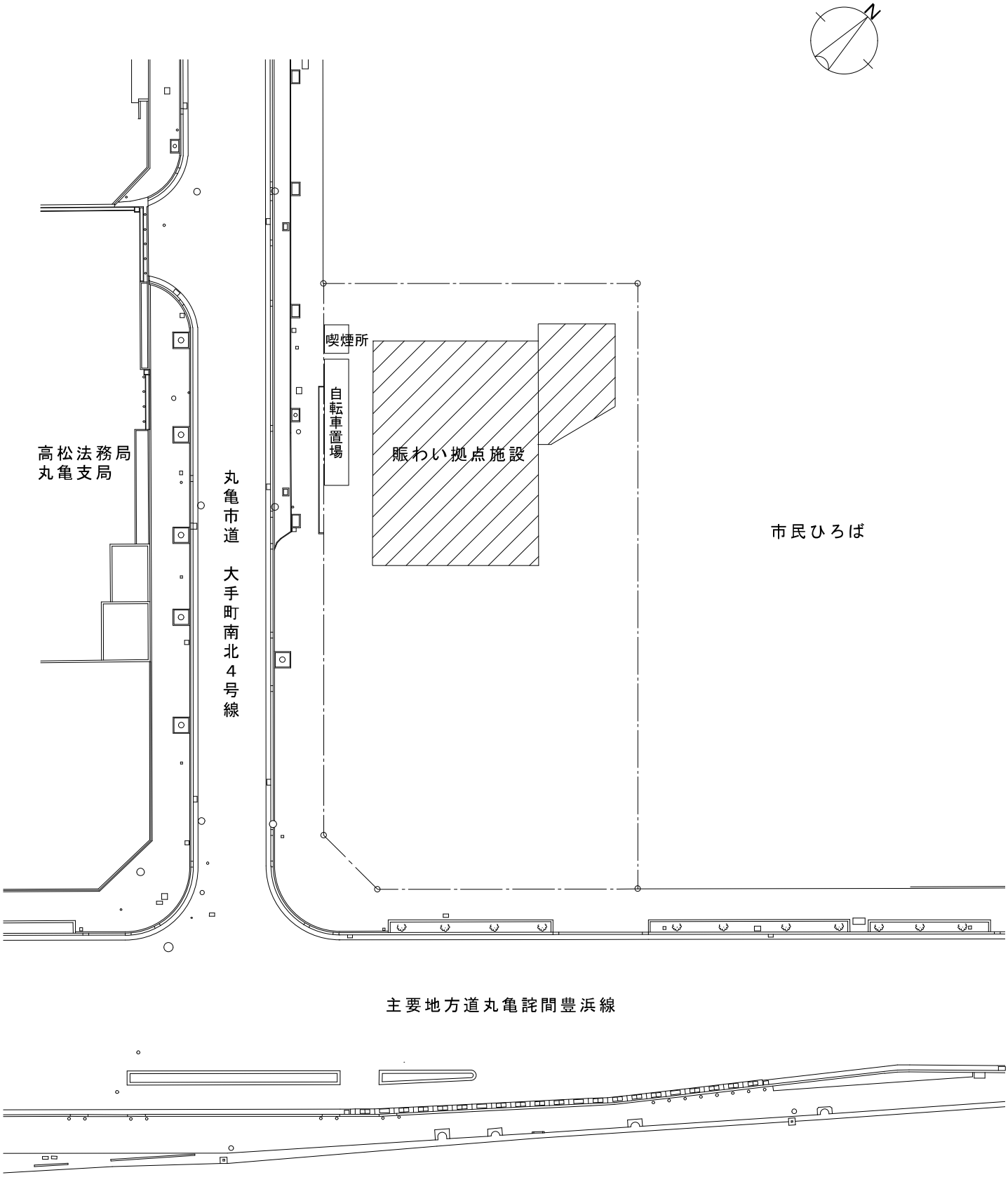
賑わい拠点施設新築工事

付近見取図



賑わい拠点施設新築工事

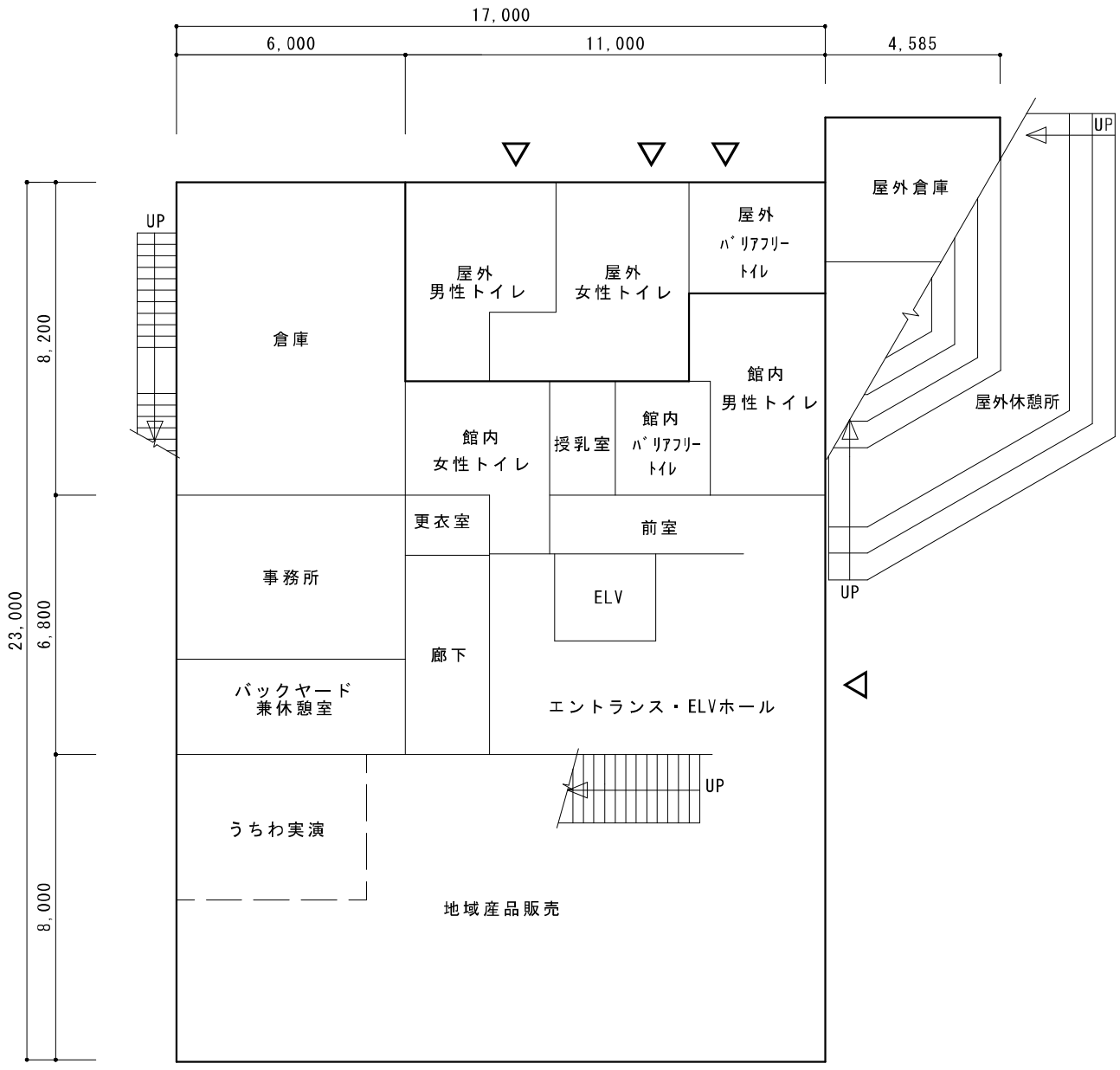
配　置　図



賑わい拠点施設新築工事

1階平面図

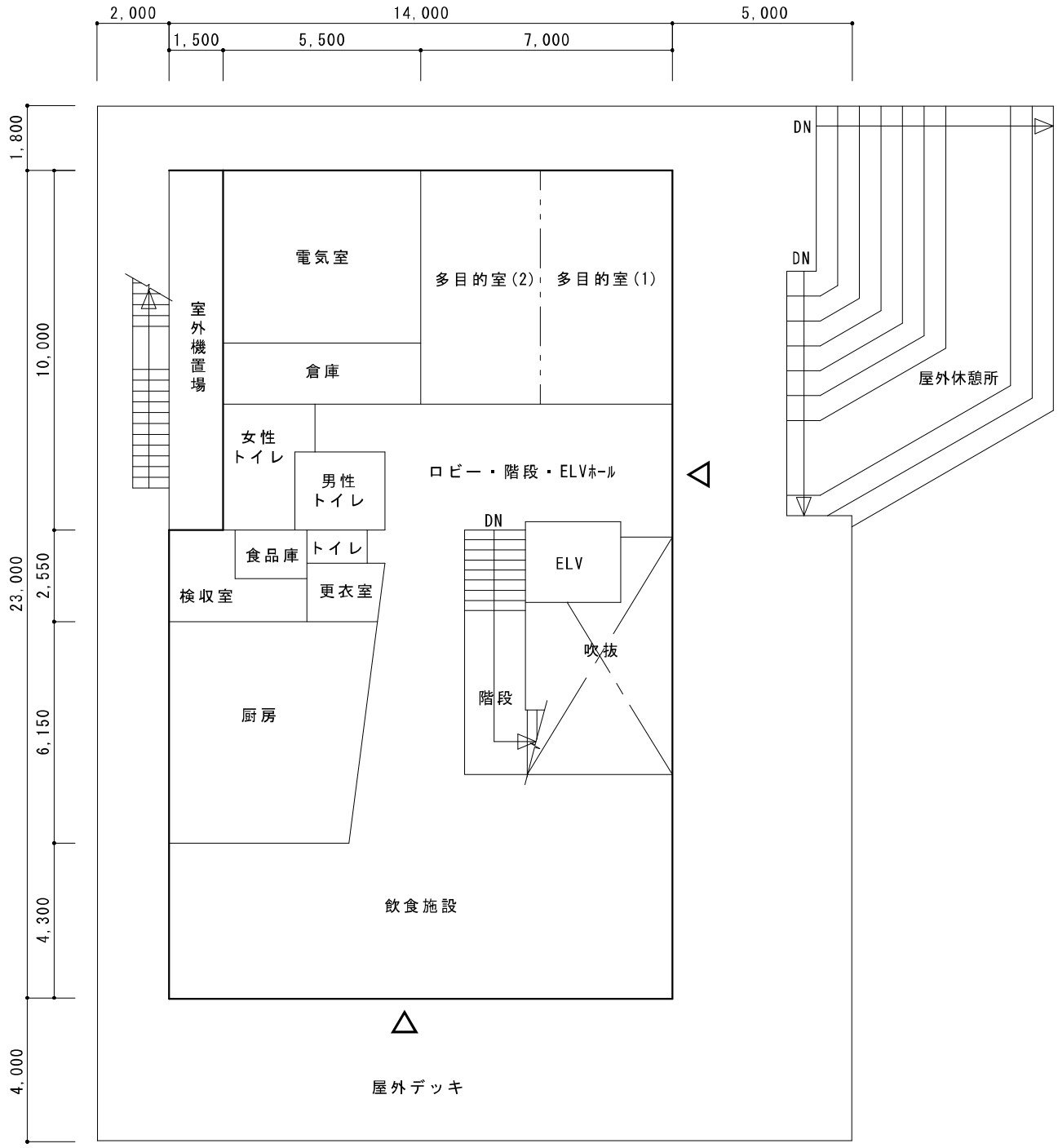
単位：ミリメートル



賑わい拠点施設新築工事

２階平面図

単位：ミリメートル



議案第114号

指定管理者の指定について（丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター

2　指定管理者となる団体の名称及び所在地

太平ビルサービス株式会社　高松支店

高松市中新町2番9号　富士ビル8階

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第115号

指定管理者の指定について（広島デイサービスセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　管理を行わせる公の施設の名称

広島デイサービスセンター

2　指定管理者となる団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人　石の里広島

丸亀市広島町青木549番地

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第116号

指定管理者の指定について（丸亀城天守ほか2施設）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　管理を行わせる公の施設の名称

丸亀城天守

丸亀城大手一の門

丸亀城延寿閣別館

2　指定管理者となる団体の名称及び所在地

丸亀企画・NEWLOCAL共同事業体

丸亀市本町27番地1

代表者　株式会社　丸亀企画

丸亀市本町27番地1

構成員　株式会社　NEWLOCAL

東京都中央区日本橋小舟町14－7

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和16年3月31日まで

議案第117号

消防団事務の委託に関する協議について（中讃広域行政事務組合）

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、協議により規約を定め、消防団事務の一部を中讃広域行政事務組合に委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市と中讃広域行政事務組合との間の消防団に関する事務の委託に関する規約

（事務の委託）

第１条　丸亀市（以下「市」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、当該行政区域内に係る消防団に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を中讃広域行政事務組合に委託する。

（委託事務の範囲）

第２条　前条の規定による委託事務の範囲は、丸亀市長（以下「市長」という。）と中讃広域行政事務組合管理者（以下「組合管理者」という。）が協議して別に定める。

（管理及び執行の方法）

第３条　委託事務の管理及び執行については、市の条例、規則等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第４条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

２　前項の経費の額、交付の時期その他経費の負担に関し必要な事項は、市長と組合管理者が協議して定める。この場合において、組合管理者は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を市長に提出しなければならない。

第５条　組合管理者は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、一般の歳入歳出と区分して経理しなければならない。

第６条　組合管理者は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として

繰り越すものとする。この場合において、組合管理者は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第７条　組合管理者は、地方自治法第２９２条の規定において準用する同法第２３３条第６項の規定により、決算の要領を公表したときは、直ちに当該決算を市長に通知しなければならない。

（連絡調整会議）

第８条　市長及び組合管理者は、委託事務の円滑な処理を図るため、必要に応じて連絡調整会議を開くものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第９条　市長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、あらかじめ組合管理者に通知しなければならない。

（規約に定めのない事項）

第１０条　この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、市長及び組合管理者が協議して定める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第118号

山林組合議会議員の選挙について

まんのう町外三ケ市町山林組合及びまんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合の議会の議員をこれら組合の規約の規定により選挙されたい。

令和8年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

提　案　理　由

議案第 98 号及び第 99 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 8,185 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 658 億 3,951 万円とするものであります。

その内容といたしまして、民生費関係では、介護保険特別会計への繰出金 209 万 7,000 円を措置するほか、昨年度実施した物価高対応子育て応援手当支給事業費の確定に伴い国への返還金 2,062 万 2,000 円を措置いたします。

衛生費関係では、市営墓地における貸付区画の返還が増加し、使用料等還付金の不足が見込まれますことから、墓地管理費を 130 万円追加計上いたします。

農林水産業費関係では、老朽化により倒壊のおそれのある水路改修等のため、単独県費補助土地改良事業補助金に 1,927 万円を追加計上するほか、飯山町東坂元一里塚地区ほ場整備の完了に合わせ、当該地区への用水供給に必要となるパイプライン整備のため、農地耕作条件改善事業費として 450 万円を措置いたします。また、富士見町の漁船漁具保全施設整備事業について、基本設計を進める中で必要となった調査測量等の経費 200 万円を追加計上いたします。

土木費関係では、道路補修に係る工事費のほか、除草業務などの委託料やカーブミラー等の資材費について不足が見込まれますことから、道路施設を適正に維持管理するため、合わせて 3,400 万円を追加措置いたします。また、栗熊地区での公園整備に関し、関係者との合意形成が図られるなど、事業実施に向けた環境が整ったことから公園緑地整備事業費として用地取得費など 2,800 万円を計上いたします。

教育費関係では、学校適正配置の検討に伴い垂水青い鳥教室の整備を保留するため事業費 2,226 万 1,000 円を減額する一方、当該事業のため取得予定であった土地については、垂水小学校及び垂水こども園における駐車場不足への対応として取得を進めるため、垂水小学校等駐車場整備事業費 1,776 万円を予算措置いたします。

その他、議員期末手当に加え、人事異動及び人事院勧告等による職員及び会計年度任用職員の報酬、給料、手当、共済費について各科目間の更正など所要の措置をいたします。

これらの事業に係る財源といたしましては、それぞれの事業に係る市債や財政調整基金繰入金等を計上するほか、所要の財源更正をいたします。

予算第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、コミュニティセンターLED化整備事業費において、LED照明への更新需要の増加に伴う照明器具の納期の延長により、年度内の工事

完了が困難となりましたことから次年度に繰り越して使用する経費の限度額を定めるものであります。

予算第3条の債務負担行為の補正につきましては、丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター指定管理料など7件について、新たに後年度負担の限度額を定めるものであります。

予算第4条の地方債の補正につきましては、単独県費補助土地改良事業補助金、公園緑地整備事業費、垂水青い鳥教室施設整備事業費に係る事業債の補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ419万3,000円を追加し、予算の総額を103億8,623万5,000円とするものであります。

その内容といたしまして介護保険法の改正に伴うシステム改修費用を計上するもので、財源として国庫支出金及び一般会計繰入金を措置するものであります。

議案第100号

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、総売上で増加が見込まれることから、収益的収入であります営業収益の開催収入を214億8,930万4,000円増額いたします。

収益的支出であります営業費用の競走実施費については、売上に連動する経費として、払戻金・返還金、日本財団交付金等の法定交納付金、電話投票事務委託料、中央情報処理センターシステム利用料、香川県中部ボートレース事業組合配分金を合わせて189億9,175万3,000円増額いたします。

債務負担行為の補正につきましては、令和8年度から令和11年度にかけて、新BTSまるがめ運営等事業6億円、令和8年度から令和9年度にかけて、GⅢウエスタンヤング販売促進及びイベント開催等業務委託料2,700万円、全国販売促進・ファンサービス業務委託料7,300万円、YouTube配信番組運営業務委託料8,000万円、SNS運営業務委託料2,000万円、WEB広告掲載業務委託料2,500万円、イベント開催等業務委託料8,900万円、テレビスポットCM放送業務委託料3,900万円、グルーン・モーヴィ運営業務委託料1億5,000万円、丸亀競走場北側防風壁設置に伴う監理業務委託料2,500万円、丸亀競走場水面鋼構造物調査及び鋼管杭被覆防食設計業務委託料2,000万円、丸亀競走場西側防風ネット設置に伴う護岸底盤調査業務委託料2,000万円、丸亀競走場北側防風壁設置工事3億2,000万円、電気設備及び空調設備保守操作委託料6,500万円、場内清掃業務委託料8,500万円を計上するものであります。

議案第 101 号

丸亀市行政組織条例等の一部改正につきましては、内部統制機能及び地域課題の解決に向けた組織横断的な連携の強化を図り、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、令和 9 年 4 月に予定する機構改革において、事務分掌等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 102 号から第 108 号まで

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正、丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正及び丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、一般職の職員の給料、期末・勤勉手当及び特定任期付職員の給料、期末手当について、人事院勧告に準拠した改正を行い、併せて会計年度任用職員の給料、期末・勤勉手当、特別職及び市議会議員の期末手当についても改正を行うものであります。

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、人事院規則の改正に伴い、災害応急作業等手当に係る支給額の改正を行うものであります。

議案第 109 号

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

議案第 110 号

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、理学療法士等の配置に関する特例、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定、児童対象性暴力等の防止に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

議案第 111 号

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満３歳以上限定小規模保育事業について、所要の改正を行うものであります。

議案第 112 号

丸亀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、丸亀市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確認手続のため、必要な事項を定めるものであります。

議案第 113 号

工事請負契約の締結につきましては、賑わい拠点施設新築工事について、去る 11 月 12 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、株式会社ヒカリに落札決定し、工事請負仮契約を 11 月 18 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 114 号から第 116 号まで

指定管理者の指定につきましては、令和 9 年 4 月から指定管理者にそれぞれの施設の管理を行わせるため、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づき、指定管理者となるべき団体を選定したので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第 117 号

消防団事務の委託に関する協議につきましては、事務処理の効率化及び消防団活動に対する支援体制の充実を図るため、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、消防団事務の一部を委託することについて、中讃広域行政事務組合と協議するに当たり、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 118 号

山林組合議会議員の選挙につきましては、まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員及びまんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員の任期が、令和 9 年 2 月 24 日をもって満了となりますので、各組合規約の規定に基づき、議員それぞれ 2 人を選挙していただきたく、提案するものであります。